

# 進捗状況報告シート

(2011年度・大学)

担当部局は  ☆印の箇所を記入してください。

## I. 評価項目・要素と担当部局

対象部局	統括部局：学長室	担当部局：学長室
大項目	2 人権教育・人権問題 《全学的な視点》	
中項目		
小項目	2.0.1 人権教育は、本学の使命・目的に照らして適切に行っているか。	
要素	(KG1) 方針、実施内容 (KG2) 人権意識の涵養とその現状	
小項目	2.0.2 人権問題への対応を適切に行っているか。	
要素	(KG1) ハラスメント防止のための措置の適切性 (KG2) セクシャル・ハラスメント防止への対応 (KG3) アカデミック・ハラスメント防止への対応 (KG4) その他ハラスメント防止への対応 (KG5) 人権侵害の防止とその対応	

## II. 自己点検・評価(2010.5.1～2011.4.30の進捗状況報告)

### 《目標・指標》

本項目において、2009年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定し、毎年度進捗状況の評価を行っている。進捗評価はA～Dの4段階とし自ら評価した。A～D評価は目安として次のようなものである。

- A : 目標実現のための計画や方策などを適切に実行し、目標を達成している。もしくはほぼ達成している。  
 B : 目標実現のための計画や方策などを概ね適切に実行しているが、まだ目標は達成していない。  
 C : 目標実現のための計画や方策などを実行しているが十分ではなく、目標は達成していない。達成にはまだしばらく時間がかかる。  
 D : 目標実現のための計画や方策などを実行していない。当然目標は達成していない。

2009年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価				
		2009	2010	2011	2012	2013
1. ミッションステートメントにふさわしい新たな人権教育の基本方針を明確化する。	→ 新たな人権教育の基本方針の明確化を目指して、学長室と人権教育研究室との定例検討会を開催する。	D	D			
2. 新たな人権教育の基本方針の検討を踏まえて、人権に関する意識を涵養する教育を実践する。	→ 人権問題講演会や研究会をフィルムセッション、写真展、トークと聴衆との双方向的なトークセッションといった学生に親しみやすい形式で行うようにするとともに、時代の流れに対応した新しい人権教育科目を拡充する。	A	A			
3. 学内において人権教育を担う教職員の育成をふまえた人権文化をはぐくむ環境を整備する。	→ 学生（特に新入生）に対して、啓発パンフレットを配布し、人権教育科目の履修を督促する。教職員に対しては、大学主催の人権問題講演会への積極的な参加を奨励する。	B	B			

☆

2010年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	2009	2010	2011	2012	2013
なし	→なし					
なし	→なし					

### 《現状の説明》 ※ 全小項目について記述が必要

小項目2.0.1	2.0.1 人権教育は、本学の使命・目的に照らして適切に行っているか。 (現状説明) 2009年度より人権関連科目群を「人権教育科目」という名称で、大学の全学提供科目として明確化することで、大学における建学の精神「Mastery for Service」にもとづいた人権教育の体制を整備した。また、2010年度に「人権教育プログラム委員会」を新たに設置し、人権に関する全学的な取り組みの体制を強化した。
☆ 小項目2.0.2	2.0.2 人権問題への対応を適切に行っているか。 (現状説明) 「キャンパス・ハラスメント相談規程」、「キャンパス・ハラスメント調査委員会規程」にもとづき、キャンパス・ハラスメント防止に関する意識啓発を行っている。また、2011年4月に新任教職員を対象に実施した新任教職員人権研修プログラムにおいて、障がいを持った学生に対する対応並びに配慮に関する研修の場をもった。さらに、2010年度は各キャンパスにおいて5回の人権問題講演会を開催し、人権問題に対する啓発活動を推進している。
その他	男女共同参画推進支援室が設置され、育児支援制度、介護支援制度が定められることで、職場環境が整備された。

《評価指標データ》

人権問題講演会（大学・学部等）の開催数、教職員参加数、学生参加数  
 人権教育研究室の活動実績  
 人権教育科目の履修者数【基本的な指標データ】  
 在学生のうち、セクシュアルハラスメントの相談を受ける窓口（相談員）が学内にあることを知っている者の比率

☆ 追加データがあれば追加してください。

◎効果が上がっている事項 ※目標の進捗評価が「A」の場合は必ず記述してください。

【点検・評価(1)】効果が上がっている事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

小項目2.0.1	人権に関する講演会の時間を人権教育科目の時間帯に合わせ、ジョイントすることで、人権問題に関心をもつ学生に聴講の便を図ることができた。
☆ 小項目2.0.2	講演会のテーマとして「貧困」や「子供の権利」など比較的新しく認知されたアクチュアルな問題を取り上げることで、多くの学生の関心に訴えかけることができた。
その他	

↓

【次年度に向けた方策(1)】伸長させるための方策 注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

小項目2.0.1	インクルーシブ・コミュニティ促進委員会を設置し、各キャンパスの各部署で、人権を含む様々な問題に取り組むための体制をつくった。
☆ 小項目2.0.2	
その他	

◎改善すべき事項 ※目標の進捗評価が「D」の場合は必ず記述してください。

【点検・評価(2)】改善すべき事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

小項目2.0.1	人権教育研究室評議員会と人権教育研究室室長会には、学長補佐も委員として出席し、大学執行部内での問題共有はされているが、新たな人権教育の基本方針についての定例検討会の開催には至っていない。
☆ 小項目2.0.2	
その他	

↓

【次年度に向けた方策(2)】改善方策 注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

小項目2.0.1	人権教育研究室評議員会と人権教育研究室室長会には学長補佐も出席しており、同会において、学長室と人権教育研究室との定例検討会開催の実質化を図る。
☆ 小項目2.0.2	
その他	

◎自由記述

【点検・評価】&【次年度に向けた方策】

☆ その他 (自由記述)	
-----------------	--

### Ⅲ. 学内第三者評価

#### ＜評価専門委員会の評価＞

##### 【学外委員】

○新たな人権教育の基本方針の明確化のための「学長室と人権教育研究室との定例検討会の開催」を計画している件で、まったく実施されていないようですが、問題点がどこにあるのかを明確にすることが望まれます。それにより次のステップが見えてくると思われます。人権教育科目の充実や教職員への研修の場などさらに積極的に対応されるよう期待します。

##### 【学内委員】

○人権に関する教育の実践や人権文化をはぐくむ環境整備について努力の積み重ねが窺われます。  
 ○目標1のミッションステートメントにふさわしい新たな人権教育の基本方針の明確化が不十分（進捗評価D）であるのに、目標2の新たな人権教育の基本方針の検討を踏まえた教育の実践が進捗評価Aとなっているのは不可解です。本来、目標1の進捗があって初めて、目標2の達成度に言及できるのではないのでしょうか。  
 ○新たな人権教育の基本方針の明確化が目標とされながら、進展がないようです。進展が期待されます。  
 ○人権教育に関する基本方針がないとのことですが、早急に取り組む必要があります。  
 ○各種の催し物に対する参加者数から見た省察はどうなのか知りたいところです。  
 ○さまざまな啓発活動が行われていることは評価できます。研修や講演会の参加者数は一つの指標となりうるもので、説明に加えられ、より具体的に状況を把握されることが期待されます。  
 ○定例検討会について、目標設定から2年を経ても開催に至っていないことの原因を検証され、具体的な改善の方策を立てることによって、進捗することが望まれます。  
 ○関西学院大学の独自項目である本項目の適切な実施が期待されます。特に方針の明確化が求められます。  
 ○現状説明が漠然としており、現状を把握することができません。もう少し具体的な説明が欲しいと思います。

○昨年度の次のコメントは本年度もそのままコメントとします。

- ・目標の1は、「基本方針を明確にする」で、進捗評価がD、目標の2は「基本方針の検討を踏まえて、」「実践する」で、進捗評価がAになっていますが、このことについて説明することが望まれます。
- ・「目標1. ミッションステートメントにふさわしい新たな人権教育の基本方針を明確化する。」の進捗評価は「D」です。それに対して改善すべき事項にあげることが望まれます。
- ・本項目は本学独自の項目です。人権教育の基本方針の明確化は非常に困難なことですが、その実現が期待されます。
- ・現状説明において、かかげられた目標について触れていただければよりわかり易いと思います。
- ・人権問題講演会の成果は参加人数ではありませんし、少ないから駄目だというものではありません。しかしながら、現状分析する上で参加人数に触れることは必要です。

### Ⅳ. 学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

- ★ 学長室と人権教育研究室との定例検討会は設置していないが、担当学長補佐が毎月開催される人権教育研究室の室長室会に参加しており、その場で新たな人権教育の基本方針については検討することは可能である。